

## Ⅲ. 退職金や賞与に係る引当金について

Ⅲ. 運営費交付金が財源となる職員の退職金や賞与に係る引当金は非計上

退職金や賞与が運営費交付金によってその支払財源が  
手当されることが明らかな場合

⇒ 引当金非計上

上記以外の場合

⇒ 引当金計上

### 引当金のイメージ

(例) 5年後に退職金5億円を支払う予定

